

1. はじめに

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（以下世界遺産条約と略称）が1972年にユネスコ総会で採択され、1992年にはわが国でも批准されている。この批准にいたる経過の中で、オーセンティシティの定義と解釈を巡って紆余曲折があったことは種々報告されている¹⁾。歴史的土木建造物の保存・活用を考えた時の評価基準に、このオーセンティシティという項目も必要になるという観点から、オーセンティシティの意義を考え、歴史的土木建造物を対象にした場合の試案を報告する。

2. 「オーセンティシティ」の定義とその変遷

「オーセンティシティ(authenticity)」の言語学的由来や概念の歴史的変遷についての吟味は参考文献1に述べられているが、世界遺産条約の基本精神であるベニス憲章の前文を引用すると以下である。

“It is our duty to hand them on in the full richness of their authenticity.”（下線は筆者）

ベニス憲章中に見られるオーセンティシティという言葉はこの一文字のみであるが、各条文においてその精神を明確にしている。例えば「歴史的記念建造物」に対して、設計と装飾の変更不可(第5条)、建築的環境の保全(第6条)、移築の不可(第7条)、修復のための付加工事の明示(第9条)、過去の技術上の時代的変遷の保全(第11条)、歴史的遺跡に対しての復原工事の排除(第15条)などである。

世界遺産条約の制定に伴い、文化遺産を世界遺産として認定するための評価基準のガイドラインで「材料」、「デザイン」、「技術」、「環境」のオーセンティシティを検討することになっている。しかし、これらはヨーロッパの石造建造物を中心に立案された原則であり（田中琢による仮称で「歴史主義」）²⁾世界遺産の登録作業の過程で見直しの必要性が認識されだしたといわれている。

3. 奈良会議の意義

わが国の歴史的建造物を世界遺産に登録する作業において、その多くは木造建造物で成っているところから、伝統的に復原主義（田中琢による仮称）²⁾を採用しているので、ベニス憲章等の材料のオーセンティシティの点で問題を内蔵していることが指摘された。さらに、同様な問題点がヨーロッパ以外の国々から提起された。

1994年11月、世界文化遺産奈良コンファレンスはNARA CONFERENCE ON AUTHENTICITY—in relation to the World Heritage Conventionの名称で開催され、オーセンティシティの概念の見直しが図られた。この会議の結果は「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」として採択され、それによると

“13. Depending on the nature of the cultural heritage, and its cultural context, authenticity judgment may be linked to the worth of a great variety of sources of information. Aspects of the sources may include form and design, materials and substance, use and function, traditions and techniques, location and setting, and spirit and feeling, and other internal and external aspects of information sources. The use of these sources permits elaboration of the specific artistic, historic, social and scientific dimensions of the cultural heritage being examined.”と記されている。基本的には「ヨーロッパ文化中心の考え方から脱却して世界各地の文化の多様性を確認、強調し、各文化自身が自らの文化遺産の保護の方法をオーセンティシティの観点から規定することを求めている」、そして「各文化圏や文化遺産分野ごとに、それが必要とするオーセンティシティとはなになのかを自ら明確にしていく作業がこれから必要となる」³⁾と要約されている。

キーワード；歴史的土木建造物、オーセンティシティ、評価

連絡先；625-8511 舞鶴市字白屋234 舞鶴工業高等専門学校 TEL. 0773-62-8981

4. 歴史的土木構造物の保存とオーセンティシティの関わり

4-1. 歴史的土木構造物へのオーセンティシティ視点の導入

歴史的土木構造物へのオーセンティシティに基づく評価基準の導入を考えた場合、歴史的土木構造物を2つに区分して評価しなければならないことが指摘できる。すなわち、現に本来の機能を生かして生活の中に溶け込んでいる構造物と遺跡のように本来の機能を失っている構造物とによって評価のスタンスを変えなければならないだろうという点である。後者については、多くの遺産の価値判断に準じて処理できよう。しかし、前者についてはこれからの論議を待つ必要がある。

4-2. 事例による検証⁴⁾

前述のように、歴史的土木構造物には現に機能しているものが少なくない。世界遺産にリストされたものの中でこの例を考えてみたい。

1994年に世界文化遺産に登録されたオタワのリドウ運河は1832年に建設された全長12kmの交通運河である。このオーセンティシティの評価に時間軸に沿うマトリックスが考案されている。すなわち、交通用運河を線上に伸びる文化的景観とする概念に基づき、開発計画案作成の当初段階、計画案の実施段階、実際の使用段階、将来の開発段階の時間軸に沿って目的、ノウハウ、環境、材料、デザイン、用途の各相のオーセンティシティを評価しようとするものである。さらに、全体性（完全性）、現実性（真正性）、真実の軸を加えることの可能性を論じている。

表1 オーセンティシティの評価マトリックス

5. 歴史的土木構造物を対象としたオーセンティシティの評価と今後の課題

歴史的土木構造物の保存活用の推進を念頭に置いた技術評価の判断基準については、すでに馬場⁵⁾が試案を示している。次段階の保存計画や設計において、オーセンティシティを評価することが求められることになろう。事例を参考に作成したオーセンティ

時間軸 評価項目	過 去		現在	未来
	建設時	建設後		
形態と意匠				
材料と材質				
用途と機能				
伝統と技術				
立地と環境				
精神と感性				
その他				

シティ評価の試案が表-1ある。具体的な運用には種々問題点を内蔵しているが、当面ブレーンストーミング形式での問題点の抽出、数種の設計計画案に対する順位付けや相互比較による優劣（たとえば、○△×）で評価せざるを得ないか、あるいは記述形式にならざるを得ないが、この過程を情報として記録・保存・公開することが必要となろう。ある城郭石垣の復元工事における例を写真1～3に示す。写真1は復元前、写真2は設計管理者Aの仕上がり状況、写真3は設計管理者Bの仕上がり状況である。オーセンティシティの立場では写真2、力学的安定性では写真3と評価できる。このようなスタンスをとることが、歴史的文化遗产の保存計画に携わる他分野の関係者との共通の場を生むものと考えている。

【参考文献】1)渡邊明義、月刊文化財、No.377、pp.4～9、1995.2)田中琢、月刊文化財、No.377、pp.10～12、1995.3)益田兼房、月刊文化財、No.377、pp.13～19、1995.4)ハーブ・ストーバル、月刊文化財、No.377、1995.4)馬場俊介、土木史研究、No.13、pp.33～46、1993.

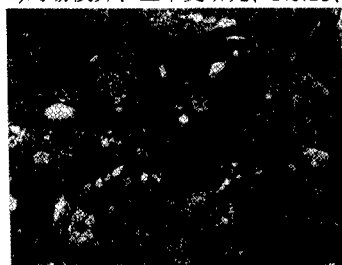


写真1 復元前



写真2 復元例のA

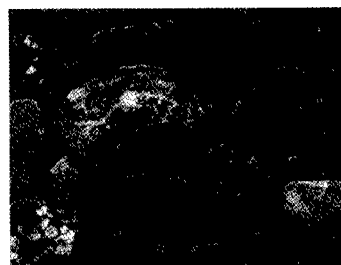


写真3 復元例のB